

グローバルサウスとの連携強化について

貿易経済協力局貿易振興課

グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和5年度補正予算額 **1,083億円** (国庫債務負担含め総額1,400億円)

※アジアの公正な脱炭素化移行加速化事業の一部を含む

- (1) 貿易経済協力局貿易振興課
- (2) 貿易経済協力局技術・人材協力課
- (3) 通商政策局アジア大洋州課
- (3) 商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、日本国内のイノベーション創出、サプライチェーン強靱化等により国内産業活性化を目指すことを目的とする。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

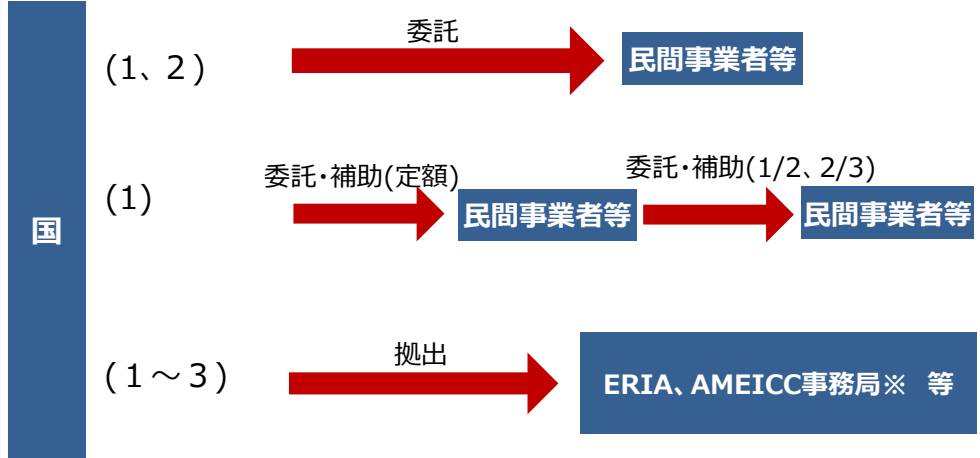
事業概要

(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業
今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現する事業等を支援する。

(2) グローバルサウス未来産業人材育成等事業
グローバルサウスの日系企業等に対して、GX/DX化や日本技術等の研修を通じて、現地産業人材育成や、本邦企業のビジネス機会の創出、機器等の更なる普及展開やサプライチェーンの競争力の維持・強化、グローバルサウスとのコネクションの強化を目指す。

(3) 未来産業のナレッジプラットフォーム構築事業
ASEANの大学や日系企業と連携し、人材育成の調査・研究を行うとともに人的ネットワークの形成に取り組むことや、公共政策に関する人材育成など、産学官連携のプラットフォームとしての機能を強化する。ヘルスケア分野など、日本の強みを活かしてASEANの社会的課題に寄り添いイノベーションを通じて解決を促し、日本の制度や製品等の展開に向けた取組を支援する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※AMEICC：日ASEAN経済産業協力委員会
ERIA：東アジア・アセアン経済研究センター

成果目標

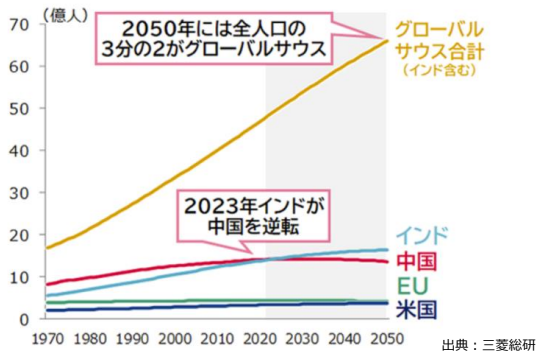
- ・我が国のサプライチェーン強靱化、日本企業とグローバルサウス企業による未来産業共創の実現。
- ・人材育成を通じたグローバルサウス諸国の市場開拓及び人的交流による生産性の向上と収益機会の拡大。
- ・新たな時代における日ASEANの経済共創基盤の強化。

事業趣旨について

- 激変する国際情勢下において**グローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。**
- また、相手国のニーズが高い**DX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援**することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした**日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。**これら成果を**FOIPの実現にも繋げていく。**

<我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性>

① 成長力の高い市場



② 経済安保上重要な相手

- ◆ **リチウム**
中国：55%、チリ：30%
- ◆ **レアアース**
中国：60%、ベトナム：16%
- ◆ **ニッケル**
インドネシア：28%、フィリピン：26%

③ 国際秩序形成の鍵

印主催「グローバルサウスの声サミット」
(本年1月) 参加国は120以上

露の非難決議賛同は、先進国等一部のみ。



※地図上の青塗りは露に非友好国指定されている国・地域
(2022年3月24日時点)

共通課題：産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等

- ◆ デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、**日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や社会課題解決のみならず、日本企業のイノベーション創出や技術展開、サプライチェーン強靱化という双方の「win-win」を実現。**
- ◆ **事業収益確保に留まらない、日本の産業構造の高度化、強靱化等に資する案件をFS/実証等通じて支援していく。**

<事業イメージ>

AI等新技術の社会実装



グローバルサウス諸国

案件組成や現地人材の育成等

日本へデータ等を還元、高度人材還流など（イノベーションの源） 日本



R&D拠点整備等
が促される効果

- グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものであるか。
- 日本の産業構造の高度化や高度技術の海外展開、サプライチェーンの強靱化に資するものであるか。具体的には以下3種類の少なくとも1類型に該当し、定量的にその効果を示す必要がある。

類型① 我が国のイノベーション創出につながる共創型

- 審査基準（案）
- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において商業的に未適用技術であること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）
- ・日本へのリバースイノベーションに資すること 等

類型② 日本の高度技術海外展開型

- 審査基準（案）
- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において商業的に未適用技術であること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）
- ・商業化に至った際には、該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、日本の雇用増加に繋がること 等

類型③ サプライチェーン強靱化型

- 審査基準（案）
- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
- ・該当国において商業的に未適用技術であること
- ・日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること 等

執行スキームについて

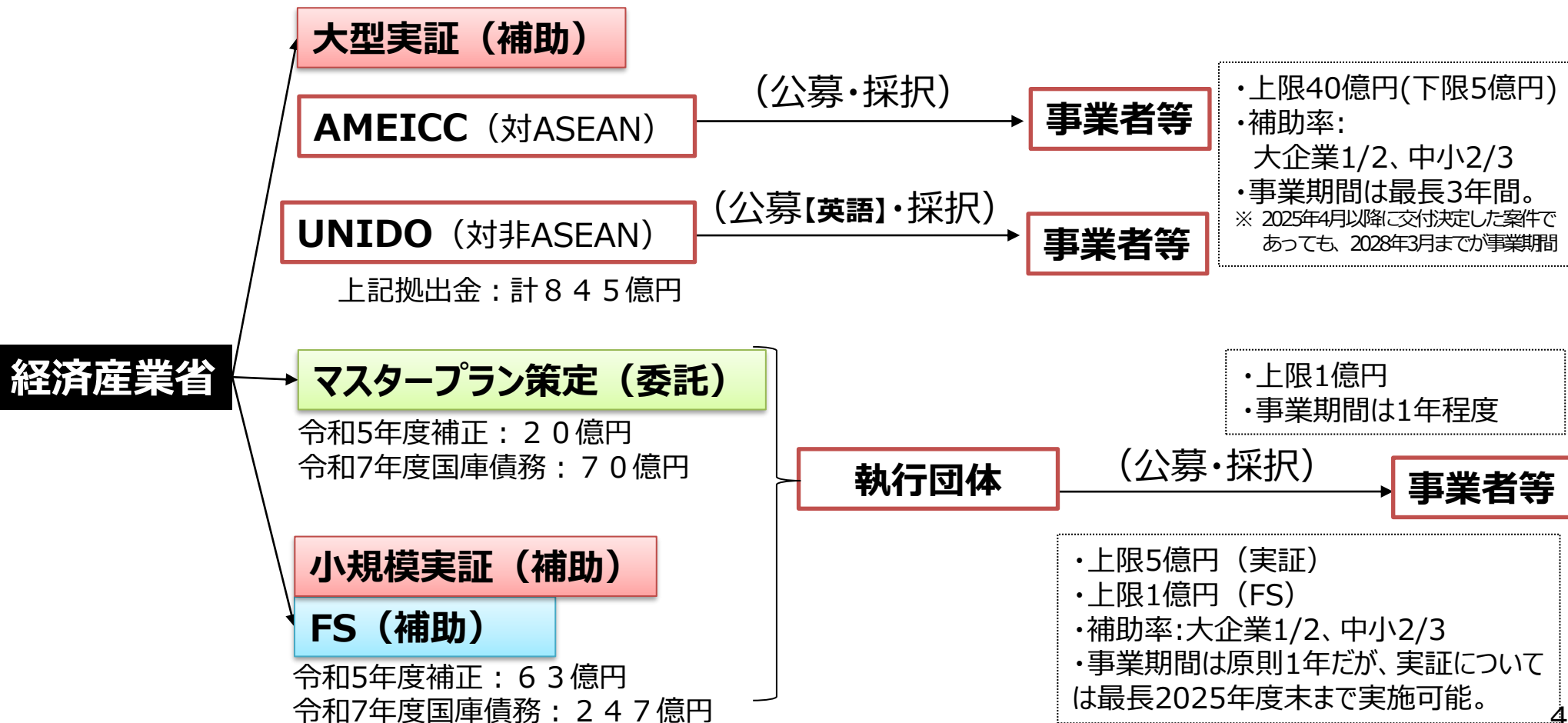
現在調整中につき変更ありうべし点留意

大きく①**上限40億円程度の大型実証**と②**上限数億円程度の実証・FSやマスタープラン策定**の2つに分かれる。

①については地域により、AMEICCとUNIDOに分かれる形での国際機関等への拠出を通じた事業、

②については経産省の執行（執行団体を活用する想定）事業となる。

①、②ともに**公募期間は2024年度中**となる。個別事業の実施期間については、①は**交付決定から最長3年間**（2025年4月以降に交付決定した案件は、3年待たずに2028年3月までが事業期間となる。）②は**原則1年程度**とするが、**実証については例外的に2025年度末までの事業実施も可能（最長で2年程度）**とする。



(ご参考) 海外プロジェクト支援スキーム全体像 (案件形成から受注まで)



受注

公募要領案①

現在調整中につき変更ありうべし点留意

- **大型実証の公募要領案**について以下掲げる。
- 詳細は調整中のため、変更がありうることに留意頂きたい。

【応募資格】

①日本に登記している日本企業に限る。

- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【実証調査の定義について】

● 実証の定義・・・実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを試験し、その有効性や経済性などを確認することを指します。なお、技術開発実証に留まらず、商用に向けたスケール化を含む実証の場合も入ります。

要調整

【補助対象経費（調整中のため変更可能性あり）】

● 事業費
（大企業は1 / 2、中小企業は2 / 3とし、40億円を上限、5億円を下限とする。）
人件費、旅費（招聘分含む）、機械設備費、備品費（ソフトウェア含む）、消耗品費、印刷製本費、会議費、謝金、補助要員費、賃借料及び使用料、広告費、その他事業を実施するために必要な経費

※現地法人による事業の場合は、以下いずれかの要件を満たした法人による事業に限り補助を行う。

- ①日本法人の海外子会社（日本側出資比率10%以上）
- ②日本法人の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）

●委託・外注費

事業費総額に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%以内

【審査・採択】

● 審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

要調整

【主な審査・採択基準】

(1) 現地の企業や公的機関のみならず日本の企業にとって裨益すること。なお、事業により日本国内で発現する具体的な効果は異なるものの、類型①我が国のイノベーション創出につながる共創型、類型②日本の高度技術海外展開型、類型③サプライチェーン強靱化型の少なくとも1類型に該当し、定量的にその効果を示せるか否かについては、審査上のポイントとなる。

<審査基準>

類型①・・・日本で既に技術的には確立されたものであること、該当国において商業的に未適用技術であること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）、日本へのバックイノベーションに資すること 等

類型②・・・日本で既に技術的には確立されたものであること、該当国において商業的に未適用技術であること（又はスケール化を含むビジネス上の課題が明確であること）、商業化に至った際には、該当国でのデファクトスタンダードの獲得が見込まれ、日本の雇用増加に繋がること 等

類型③・・・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること、該当国において商業的に未適用技術であること、日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること 等

(2) いわゆるグローバルサウス諸国（ASEAN、インド、中東、アフリカ、中南米、太平洋島嶼国等）で実施される案件か。

(3) 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。

(4) 3年（P）をめどに審査基準に用いた数値のフォローアップ等ありうる等

今後の執行スケジュール案

現在調整中につき変更ありうべし点留意

- 来年2～3月頃に国庫債務負担行為部分の公募を開始予定。
- 来年春～夏頃に国際機関拠出金の公募を開始する予定。

2023年

11月 補正予算成立

2024年

2～3月頃 国庫債務負担行為 公募開始

春～夏頃 採択・審査

以降 契約締結・事業開始 等

マスタープラン策定（委託）

FS（補助）

小規模実証（補助）

2024年

春～夏頃 AMEICC/UNIDO 公募開始

夏～秋頃 採択・審査

以降 契約締結・事業開始 等

大型実証（補助）